

ねんりんピックよさこい高知2013
いの町開催交流大会 物産販売所等設置要領

(目的)

第1条 この要領は、いの町で開催されるねんりんピックよさこい高知2013ソフトバレーボール交流大会において、ねんりんピックよさこい高知2013いの町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が競技会場内に設置する物産品等販売所及びその他便益施設等（以下「物産販売所等」という。）の設置並びに運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(物産販売所等設置期間等)

第2条 物産販売所等を設置する期間及び開設時間等は次のとおりとする。

期 間	搬 入	開設時間	搬 出
平成25年10月27日	7:30~8:00	9:30~17:00	17:00~17:30
	8:50~9:30		
平成25年10月28日	7:30~8:00	8:00~16:00	16:00~17:30

(出店者の負担)

第3条 出店の運営に要する経費、実行委員会が設置する施設及び備品以外の設営物は、出店者が負担する。この場合において、実行委員会が設置する施設及び備品については、第4条の規定で定める。

2 出店料は無料とする。

(物産販売所等の規模)

第4条 物産販売所等は、1テントに2店舗を基本とし、実行委員会において、1店舗ごとに次の備品を用意する。

品 名	規 格	数 量
テント	3,600 mm×5,400 mm	0.5
長 机	450 mm×1,800 mm	3台
い す	折りたたみパイプ椅子	2脚

(出店の申請及び許可等)

第5条 出店を希望する者は、別に定める期日までに物産販売所等出店申請書（別記第1号様式）により、申請をしなければならない。

2 実行委員会は、出店の申請をした者の中から第6条の規定に基づき選定を行い適当と認めた者に対して物産販売所等出店許可書（別記第2号様式）により、出店を許可するものとする。

3 実行委員会は、出店を許可しなかったとき又は許可を留保するときは、当該申請者に対して、その旨を告知するものとする。

4 出店者は、大会終了後、速やかに物産販売所等出店実績報告書（別記第3号様式）を実行委員会へ提出するものとする。なお、実績は大会を開催することによる経済波及効果を把握するためのものであり、この目的以外には使用しない。

(出店者の条件)

第6条 出店を申請できる者は、次の各号に定める条件を満たす者とする。

- (1) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること
- (2) 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと
- (3) 食品を取扱う物産販売所等にあつては、過去3年間食中毒の発生の事故歴がないこと
- (4) 2日間とも出店すること
- (5) 別表に掲げるいずれにも該当しないこと

(販売品目)

第7条 物産販売所等において販売又は営業する品目については、次の各号に定めるものとする。

- (1) スポーツ用品の販売又は修繕
- (2) ねんりんピック記念品
- (3) 特産品
- (4) 宅配便等大会参加者の利便を図るもの
- (5) その他実行委員会が必要又は適当と認めるもの

(設備基準)

第8条 食品取扱物産販売所等の設備基準は、次のように定める。

- (1) 食品衛生関係法令等の基準に従い、陳列、保管設備が十分であり、かつ容器包装等による汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置が講じられていること
 - (2) 早期飲食を促す旨の表示版等を設置するとともに、保管用として冷蔵又は保冷設備を設置すること。
 - (3) 耐水性材料で造られた汚液・汚臭が漏れない構造の有蓋廃棄物容器を備え、常時清潔を保持すること。
- 2 その他の物産販売所等の設備基準については、陳列設備を設けるなど取扱商品の内容を明瞭に識別できるようにすること

(物産販売所監督員及び出店責任者)

第9条 実行委員会は、物産販売所等の円滑な運営を図るため、物産販売所監督員を置くものとする。

- 2 物産販売所監督員は、物産販売所等の管理運営について指導監督するものとする。
- 3 出店者は、従業員のうちから出店責任者を定め、当該物産販売所等に常駐させるものとする。
- 4 出店責任者は、当該物産販売所等の管理運営について従業員等を指揮監督し、販売等が適正に行われるよう努めるとともに、物産販売所監督員の指示があった場合はこれに従うものとする。

(遵守事項)

第10条 出店者及び当該従業員は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 物産販売所等には、実行委員会から交付された出店許可書を店頭の見やすい個所に掲示すること。

- (2) 食品衛生法の許可を要する営業にあたってはその許可証等を店頭に掲示すること
 - (3) 販売品等の搬入及び搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車証を車両の前面の指定する位置に貼付等するとともに、指定された場所に駐車すること
 - (4) 販売品等の搬入、陳列、搬出及び販売は、大会運営に支障のないよう必ず指定された時間内に行い、従業中は、名札等を着用して物産販売所等関係者であることを明示すること
 - (5) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること
 - (6) 飲食物を販売する物産販売所等にあつては、紙製容器、空き瓶、空き缶等を出店者で回収する販売方法をとること
 - (7) 物産販売所等及びその周辺の清掃は、各出店者が責任をもって行い、排出したごみは毎日各自で搬出、処理し、環境美化に努めること
 - (8) 接客にあたっては、好感を与えるよう親切、丁寧を心がけること
 - (9) 天候の悪化等の事情により、主催者がやむを得ず危険回避のために撤去命令を出した場合は、その指示に従うこと
 - (10) その他、関係法令等を遵守し、施設管理者及び物産販売所監督員等の指示に従うこと
- (禁止事項)

第11条 物産販売所等において次の各号に定める事項を禁止する。

- (1) 出店の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は物産販売所等の管理運営を委託すること
- (2) 商品を不当な価格で販売すること
- (3) 指定された物産販売所等以外において、立ち売り及び呼び込み販売をすること
- (4) 出店申請以外の品目を販売すること
- (5) 拡声器又は音響機器類を使用すること
- (6) 物産販売所等用に設置されたもの以外の会場の附帯設備(電源等)を使用すること(実行委員会が特に認めた場合を除く。)
- (7) その他、大会の運営に支障があるような行為をすること

(事故等の処理)

第12条 物産販売所等において事故等が発生したときは、出店責任者は、直ちに実行委員会及び関係機関に報告し、その指示に従い処理に当たるものとする。

(原状回復)

第13条 出店者は、大会終了後直ちに原状に復し、実行委員会の検査を受けなければならない。

(疑義の決定)

第14条 この要領に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、関係者と協議して実行委員会が定めるものとする。

付 則

この要領は、平成25年7月5日から施行する。

別表

- 1 暴力団又は暴力団員等
- 2 その契約に係る業務又は補助金に係る事業（以下「業務等」という。）に関し、暴力団員等を使用したと認められる者
- 3 暴力団員等を雇用している者
- 4 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められる者
- 5 暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員である者
- 6 その業務等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- 7 実行委員会の事業等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- 8 その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると会長が認める者